

令和6年9月27日（金）
薬事衛生課 課長 吉田恭平
内線 4150
外線 076-225-1440

令和6年能登豪雨にかかる無料入浴支援の実施について

令和6年能登豪雨により被災された方々のうち、入浴設備のない避難所で生活されていたり、ご自宅の入浴設備が被災したこと等により入浴ができない方を対象として、公衆浴場において下記のとおり無料入浴支援を実施します。

記

対象者：令和6年能登豪雨により被災した輪島市、珠洲市、能登町に居住する方で、

- ・ 入浴設備のない避難所等で生活している方
- ・ 自宅や仮設住宅での断水や入浴設備の被災により入浴できない方

実施期間：当分の間（事業終了時はお知らせします。）

実施施設：本事業に協力申出のある施設（以下「協力公衆浴場」）
※県薬事衛生課ホームページで公表

(https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/seikatu/yokujyou/free_bath_rain.html)

能登豪雨
無料入浴支援
ホームページ
(※現在準備中です)



利用料金：無料（各公衆浴場における平常時の入浴料金を上限とします）

利用方法：

- ①対象者が初回利用時に、協力公衆浴場において、罹災証明書を提示
又は、対象者である旨の申立書を提出
- ②対象者は、協力公衆浴場から発行される「無料入浴証明書」又は「交通系ICカード」を利用の都度提示

公衆浴場で**無料入浴** の支援が受けられます

◎対象となる方

令和6年能登豪雨で被災された

輪島市、珠洲市、能登町に居住する方で、

- ・ 入浴設備のない避難所等で生活している方
- ・ 自宅や仮設住宅での断水や入浴設備の被災により入浴できない方



◎支援内容

入浴料金が**無料**となります。(タオル、石鹸等は別料金)

※実施期間は当分の間となり、終了時期は別途お知らせします。

◎実施施設

協力公衆浴場

※県薬事衛生課ホームページで公表



能登豪雨
協力公衆浴場
掲載ページ

◎利用方法

手順①:初回利用時に、協力公衆浴場において、

罹災証明書を提示又は**申立書を提出**

手順②:**「無料入浴証明書」**又は**「交通系ICカード」**

が発行され、利用時に公衆浴場で提示

※申立書は、協力公衆浴場において、本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)を提示のうえ、ご本人で記載していただきます。

※地震被害から入浴環境が回復後、新たに豪雨災害により入浴ができなくなった方は、豪雨被災者用のICカード等を新たに発行する必要があります。